

住宅確保要配慮者の範囲

<p>法で定める者 (法第2条第1項)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 低額所得者 2 被災者（発災日から起算して3年以内） 3 高齢者 4 障害者 5 子ども（18歳以下の者）を養育している者 6 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める者
<p>省令で定める者 (施行規則第3条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本の国籍を有しない者 2 中国残留邦人 3 児童虐待を受けた者 4 ハンセン病療養所入居者 5 DV被害者 6 北朝鮮拉致被害者 7 犯罪被害者 8 更生保護対象者 9 生活困窮者 10 東日本大震災の被災者 11 前各号に定める者のほか、都道府県計画及び市町村計画で定める者
<p>長野県が独自に 計画で規定する者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 海外からの引揚者（引揚者給付金等支給法第3条の規定による厚生労働大臣の認定者） 2 新婚世帯（配偶者を得て5年以内の者） 3 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する養護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者） 4 戦傷病者（戦傷病者特別擁護法第2条第1項に規定する戦傷病者） 5 児童養護施設退所者（児童福祉法第41条に規定する児童福祉施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設又は同法第44条に規定する児童養護施設を退所した者（又は退所しようとする者）並びに同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業による支援を受けた者で、自立した生活を行っている（又は行う予定である）もの） 6 L G B T Qをはじめとする性的マイノリティ 7 U I J ターンによる転入者（県外に住所を有する者で県内に住所を変更しようとする者） 8 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等） 9 犯罪をした者等（再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項に規定する犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）を退所した者） 10 身元保証人を確保できない者